

## 香川県放置自動車の処理に関する条例施行規則

平成17年1月11日  
規則第1号

改正 平成19年3月30日規則第44号 平成22年7月23日規則第49号

平成31年3月19日規則第12号 令和4年3月18日規則第3号

香川県放置自動車の処理に関する条例施行規則をここに公布する。

香川県放置自動車の処理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、香川県放置自動車の処理に関する条例（平成16年香川県条例第56号）。

以下「条例」という。の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(警告書)

第2条 条例第5条第1項の警告書は、第1号様式によるものとする。

(特に良好な景観の維持を図るべき地域)

第3条 条例第5条第1項第2号の規則で定める地域は、自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第1項又は第73条第1項に規定する特別地域とする。

一部改正〔平成22年規則49号〕

(身分証明書)

第4条 条例第5条第3項の証明書は、第2号様式によるものとする。

(公示の方法)

第5条 条例第6条第2項ただし書の規定による公示は、県庁又は当該公示に係る放置自動車の放置されていた場所の管理を担当する出先機関の掲示場に掲示して行うものとする。

2 条例第8条第3項又は第9条第2項の規定による公示は、県庁の掲示場に掲示して行うものとする。

(公示事項)

第6条 条例第8条第3項第6号の規則で定める事項は、放置自動車に関する事務を担当する課、出先機関等の名称及び連絡先とする。

(委員会の委員長)

第7条 香川県放置自動車廃棄物認定委員会（以下「委員会」という。）に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第8条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員会の庶務)

第9条 委員会の庶務は、環境森林部廃棄物対策課において処理する。

(雑則)

第10条 第7条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(事務の委任)

第11条 県が所有し、又は管理する土地のうち病院事業の管理者、教育長又は警察本部長が所管するものに放置自動車がある場合の次に掲げる事務は、病院事業の管理者、教育長又は警察本部長に委任する。

(1) 条例第5条第1項の規定による警告書のはり付け及び調査

(2) 条例第6条第1項の規定による移動及び保管

(3) 条例第6条第2項の規定による通知及び公示

(4) 条例第7条第1項の規定による勧告

(5) 条例第7条第2項の規定による命令

(6) 条例第9条の規定による処分

一部改正〔平成19年規則44号〕

附 則

この規則は、平成17年2月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第44号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年7月23日規則第49号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月19日規則第12号）

1 この規則は、平成31年7月1日から施行する。

2 改正前の規則で定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和4年3月18日規則第3号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式

## 警 告 書

この自動車の所有者等（自動車の所有権、使用権若しくは占有権を有する者又は自動車を放置し、若しくは放置させた者をいいます。）は、至急、この自動車を撤去してください。

この警告書をはり付けた日の翌日から起算して14日を経過した日までに撤去されない場合は、香川県放置自動車の処理に関する条例の規定に基づき、県において処分することがあります。この場合には、この自動車の所有者等に対し、処分に要した費用を請求することができます。

なお、この自動車の所有者等に心当たりのある方は、下記まで連絡してください。

警告書はり付け日 年 月 日

香 川 県 知 事

〔香川県病院事業管理者  
香川県教育委員会教育長  
香川県警察本部長〕

連絡先

一部改正〔平成19年規則44号・31年12号〕  
第2号様式

## (第1面)

第 号

立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書

職 名

氏 名

生年月日 年 月 日生

写  
真

年 月 日交付

年 月 日限り有効

香川県知事

印

## (第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該 当 の 有 無

備考 1 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。

2 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有することを示す「○」を記載すること。

全部改正〔令和4年規則3号〕